



毎月2回10日・25日発行  
発行所 川崎市役所  
印刷所 ㈱ 東 洋

購 読 料 (前納)  
1 年 10,800 円  
1 箇月 900 円

目 次

規 則

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に  
関する条例施行規則の一部を改正す  
る規則 (第4号) ..... 647

◇川崎市特定非営利活動促進法施行細  
則の一部を改正する規則 (第5号) ..... 647

告 示

◇計量法に基づく定期検査を行う区域  
等 (第103号) ..... 684

◇自転車等の撤去と保管 (第104号) ..... 684

◇道路区域の変更 (第105号) ..... 684

◇道路区域の変更 (第106号) ..... 684

◇道路の供用開始 (第107号) ..... 685

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円  
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自  
立の支援に関する法律による指定介  
護機関の指定 (第108号) ..... 685

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円  
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自  
立の支援に関する法律による指定介  
護機関の変更 (第109号) ..... 685

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円  
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自  
立の支援に関する法律による指定介  
護機関の廃止 (第110号) ..... 685

◇自転車等の撤去と保管 (第111号) ..... 685

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円  
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自  
立の支援に関する法律による指定医  
療機関の指定 (第112号) ..... 686

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円  
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自  
立の支援に関する法律による指定医  
療機関の廃止 (第113号) ..... 686

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円  
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自

立の支援に関する法律による指定医  
療機関の変更 (第114号) ..... 686

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円  
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自  
立の支援に関する法律による指定医  
療機関の辞退による廃止 (第115号) ..... 686

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円  
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自  
立の支援に関する法律による指定施  
術者の指定 (第116号) ..... 686

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円  
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自  
立の支援に関する法律による指定施  
術者の変更 (第117号) ..... 686

◇予防接種の業務を行う医師 (第118号) ..... 686

公 告

◇マンションの建替えの円滑化等に関  
する法律によるマンション建替組合  
の解散の認可 (第93号) ..... 686

◇一般競争入札の執行 (第94号) ..... 687

◇一般競争入札の執行 (第95号) ..... 687

◇一般競争入札の執行 (第97号) ..... 704

◇一団地の総合的設計制度の認定 (第  
98号) ..... 709

◇開発行為に関する工事の完了 (第99  
号) ..... 709

◇一般競争入札の執行 (第100号) ..... 709

◇開発行為に関する工事の完了 (第101  
号) ..... 712

◇川崎市森林整備計画の変更の案の縦  
覧 (第102号) ..... 713

◇公募型プロポーザルの実施 (第103号) ..... 713

◇開発行為に関する工事の完了 (第104  
号) ..... 714

◇道路位置の指定 (第105号) ..... 714

◇道路位置の指定 (第106号) ..... 715

◇道路位置の指定 (第107号) ..... 715

◇道路位置の指定 (第108号) ..... 715

◇開発行為に関する工事の完了 (第109  
号) ..... 715

- ◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（宮前区第2号）…………… 782
- ◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（麻生区第1号）…………… 783
- ◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（麻生区第2号）…………… 783

**規 則**

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

**川崎市規則第 4 号**

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

別表第11の1、1－ジクロロエチレンの項中「0.2ミリグラム」を「1ミリグラム」に改める。

別表第12第1項中「付表7」を「付表9」に改める。

別表第16の1、1－ジクロロエチレンの項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

**川崎市規則第 5 号**

川崎市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

川崎市特定非営利活動促進法施行細則（平成22年川崎市規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 特定非営利活動法人（第2条～第19条）

第3章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人（第20条～第34条）

第4章 雑則（第35条～第41条）

附則

第1章 総則

第1条中「及び特定非営利活動促進法施行条例（平成10年神奈川県条例第37号。以下「県条例」という。）の施行」を「の実施」に、「県条例」を「川崎市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 特定非営利活動法人

第2条の見出しを「(設立の認証申請)」に改め、同条第1項中「県条例」を「条例」に改め、同条第2項中「に規定する書類のうち、」を「の規定により添付する」に、「には、それぞれ副本1通」を「は、それぞれ2部」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 条例第2条第5項に規定する規則で定める軽微な不備は、計算違い、誤記、誤植又は脱字とする。

第2条に次の2項を加える。

4 法第10条第3項の規定による補正は、補正後の申請書又は法第10条第1項各号に掲げる書類を添付した補正書（第2号様式）を市長に提出して行うものとする。

5 第2項の規定は、前項の補正書に添付する書類について準用する。

第3条を次のように改める。

（設立の認証等の通知）

第3条 法第12条第3項の規定による認証の決定をした旨の通知は特定非営利活動法人設立認証通知書（第3号様式）により、同項の規定による不認証の決定をした旨の通知は特定非営利活動法人設立不認証通知書（第4号様式）により、行うものとする。

第4条及び第5条を削る。

第6条の見出しを「(設立登記の届出)」に改め、同条中「の届出書」を「の規定による届出」に、「第4号様式」を「第5号様式」を市長に提出して行うもの」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法第13条第2項の規定により添付する登記事項証明書には、写しを添付しなければならない。

3 法第13条第2項の規定により添付する財産目録は、2部を添付しなければならない。

第6条を第4条とする。

第7条第1項中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第23条第1項の規定により添付する変更後の役員名簿は、2部を添付しなければならない。

第7条を第5条とする。

第8条の見出しを「(定款の変更の認証申請)」に改め、同条第1項中「県条例第5条」を「条例第5条第1項」に、「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同条第2項中「前項の定款変更認証申請書に添付する書類のうち、」を削り、「収支予算書」を「活動予算書」に、「には、それぞれ副本1通」を「は、それぞれ2部」に改め、同